

経済財政諮問会議運営規則、産業競争力会議運営要領（関連部分抜粋）

◎経済財政諮問会議運営規則

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。

◎産業競争力会議運営要領

（雑則）

第9条 この運営要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。